

令和2年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

① 特定課税対象金額等又は特定個別課税対象金額等
がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不
算入額等の計算に関する明細書

別表
十七
三の四

令二・四
一以後終了事業年度又は連結事業年度分

		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
外 国 法 人 の 名 称	1	本 所 店 の 所 在 地	国 名 又 は 地 域 名	3		
外 国 法 人 の 事 業 年 度	2	又 は 事 務 所 在 地	所 在 地	4		
支 払 義 務 確 定 日	5	・	・	・	・	計
支 払 義 務 確 定 日 ま で の 保 有 期 間	6					
発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合	7					
発 行 済 株 式 等 の 連 結 保 有 割 合	8	【No.66】 5欄は、当連結事業年度中の日付となっていますか。				
剩 余 金 の 配 当 等 の 額	9					
(9) に 係 る 外 国 源 泉 税 等 の 額	10					
(9) 配る が当場 損に合 金該 算當 入す	(9) のうち外国子会社配当 益金不算入の対象となる ない損金算入配当等の額 (別表八(二)[16]) 外国子会社配当益金不算 入の対象となる剩余金の 配当等の額 (9) - (11)	11				
特 定 課 税 対 象 金 額 又 は 特 定 個 別 課 税 対 象 金 額	13	(31)の合計	(17)の①	(17)の②	(17)の③	
((9)又は(11))と(13)のうち少ない金額	14					
差 引 (13) - (14)	15					
(12) と (15) の う ち 少 な い 金 額	16					
差 引 (15) - (16)	17	①	②			
間接特定課税対象金額又は間接特 定個別課税対象金額	18	(別表十七(三の五)[23])	(22)の①			
((9)又は(11))と(18)のうち少ない金額	19					
差 引 (18) - (19)	20					
(12) と (20) の う ち 少 な い 金 額	21					
差 引 (20) - (21)	22	①	②	③		
益 金 不 算 入 額 の 計 算	損金算入配当以外の外国子会 社配当に係る益金不算入額 (14)×5%+(19)×5%	23	(円) (円) (円) (円) (円)			
	(14)+(19)	24	(円) (円) (円) (円) (円)			
	(16)×5%+(21)×5%	25	(円) (円) (円) (円) (円)			
	益金不算入額 (24)+(25)	26	(円) (円) (円) (円) (円)			
	上記以外の配当に係る益金不 算入額 (14)+(19)	27	(円) (円) (円) (円) (円)			円
	(23)及び(25)に係る外国源泉税等の額 (10)	28	(円) (円) (円) (円) (円)			
特	請求権勘案直接保有株式等又は請求 権等勘案直接保有株式等の保有割合	29	%	当 期 発 生 額	30	
定	事 業 年 度 又 は 前 期 練 越 額 又 は 当 期 発 生 額					
課	当 期 控 除 額	32				
對	翌 期 練 越 額	33				
象						
金						
額						
又						
は						
特						
定						
個						
別						
課						
稅						
對						
象						
金						
額						
の						
明						
細						
	計					
	当 期 分	(30)				
	合 計					